

令和5年度 台風等に対する非常措置

本校では、台風等の接近により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合には、本校では下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネットなどの報道には十分注意をし、対処していただきますようお願いいたします。また、スクリレお便り配信や学校ホームページでもお知らせします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

言己

暴風警報発令の場合

1 暴風警報が登校前に発令された場合

- （1）「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
（2）「暴風警報」が解除された場合は下欄のような措置をとります。

暴風警報解除の時刻など	措置
午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3校時（10:50）始業
午前 11時までに解除になった場合	5校時（13:15）始業
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

2 暴風警報が在校中に発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3 水害の避難指示が発令された場合について

本校の校区である新林・境谷学区は、水位周知河川である小畠川の避難情報発令の対象地域に指定されています。新林学区または境谷学区に水害の「避難指示【警戒レベル4】」が発令された場合に、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。ただし、本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていないことから、土砂災害の避難指示が発令された場合は、原則として休校措置は取りません。

※令和3年から従来の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2種類の避難情報が「避難指示」に一本化されました。

特別警報発令の場合

4 特別警報が登校前に発令された場合

- （1）「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ること優先し自宅待機してください。
（2）「特別警報」が解除された場合は下欄の措置をとります。

特別警報解除の時刻など	措置
午前0時までに解除になった場合	5校時（13:15）始業
午前0時現在、警報発令中の場合	臨時休業

5 特別警報が在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校で待機させます。保護者に引渡しを行うことを原則とします。

（裏面あり）

保護者のみなさまへ

令和5年6月

京都市立洛西中学校
校長 小林 鉄男

令和5年度 地震に対する非常措置について

本校では、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「震度5弱以上」の地震があった場合、下記のような下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネットなどの報道には十分注意をし、対処していただきますようお願いいたします。また、スクリレお便り配信や学校ホームページでもお知らせします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

言己

1 登校前に発生した場合

午前 0時までに発生した場合	翌日を臨時休業とする
午前 0時以降、登校までに発生した場合	当日を臨時休業とする

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校で待機させます。保護者に引渡しを行うことを原則とします。

3 休業日、休業前日に発生した場合

原則として休業あけの登校日を臨時休業とします。

ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやPTAメール配信により授業等を実施する旨を連絡します。

4 その他

臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から、スクリレお便り配信や学校ホームページで連絡します。

【スクリレお便り配信登録について】

今年度から、台風・災害による休業措置のお知らせは、昨年までの「PTAメール」から「スクリレ」のお便り配信に変更しています。スクリレの登録がお済みでない方は、この機会に是非登録をお願いします。登録方法は4/20配布＜保護者連絡ツール「スクリレ」の登録のお願い＞をご覧ください。お手元にない場合はお渡ししますので、学校にご連絡ください。＊「登録案内書」学級ごとに違いますので、ご注意下さい。

(裏面あり)